

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	石井町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 独自利用事務の対象者	当該申請を行う者若しくはその者を現に扶養している者又はこれらの者の配偶者 若しくは扶養義務者 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童又はこれらの者と同一の世帯に属す
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年9月19日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	15
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/search?rionho=&kk_name=%E7%9F%B3%E4%BA%95%E7%94%BA%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A9%E3%82%92%EA%A6%AA&av_type=2&av_type=3&av_type=4&av_data_form=none
12. 委任関係	

執行機関名 石井町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて第八十三条で定めるもの	石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の3の項 石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の(福祉の増進を図ること)を目的とする。	第1条 この条例は、(重度心身障がい者等)に対し医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もつて重度心身障がい者等の(福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号) 石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年石井町規則第3号)